

矢巾町農業委員会総会第7回議事録

1 開催日時 令和3年6月21日(月)午後1時30分～

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員
(16名)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 中川和則 |
| 会長職務代理者 | 15番 | 佐々木昭英 |
| 委員 | 1番 | 金子忠博 |
| | 2番 | 佐々木達也 |
| | 3番 | 高橋かおる |
| | 4番 | 白澤克美 |
| | 5番 | 熊谷洋司 |
| | 6番 | 川村良道 |
| | 7番 | 川村和男 |
| | 8番 | 佐々木博 |
| | 9番 | 星川忠博 |
| | 10番 | 藤原幸藏 |
| | 11番 | 佐藤俊孝 |
| | 12番 | 高原弘明 |
| | 13番 | 阿部江利子 |
| | 14番 | 白澤和実 |

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 事業の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地法の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 報告第4号 転用許可不要農地の現状変更届出について

日程第9 報告第5号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否
決定について

日程第11 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第12 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第13 議案第4号 矢巾町農業委員会の委員選任規則の一部を改正する規則につ
いて

日程第 1 4 議案第 5 号 転用許可等不要農地の現状変更届出指導要綱の一部を改正する告示について

日程第 1 5 議案第 6 号 矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について

日程第 1 6 議案第 7 号 令和 2 年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について

日程第 1 7 議案第 8 号 令和 3 年度矢巾町農業委員会活動計画について

5 農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保

主査 岩 館 貴 紀 (産業観光課併任)

主任主事 藤 原 佳芳里

6 説明員

産業観光課

課長 佐 藤 健 一

係長 佐 藤 寿 信

主査 岩 館 貴 紀 (再掲)

文化スポーツ課

課長 田 村 英 典

係長 泉 山 弘 道

7 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和3年第7回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職から指名いたします。7番川村和男委員、8番佐々木博委員、9番星川忠博委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、岩館貴紀主査にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。

5月20日、木曜日、矢巾町農業再生支援協議会総会。

5月24日、月曜日、盛岡地方農業委員会連絡協議会総会。

5月25日、火曜日、全国農業委員会会長大会。これはWebでの開催となりました。

6月に参りまして、

6月1日、水曜日、令和3年矢巾町議会定例会6月会議。

6月14日、月曜日、農地転用現地調査。

同日、農地移動適正化あっせん会議。

6月18日、金曜日、矢巾町農業委員会研修会。こちらは、岩手県農業会議の職員を講師に招き、農業委員全員で研修会を受けてございます。

以上になります。

質疑がありましたら挙手願います。

《異議なしの声》

議長 次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第1号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。

番号1、2の提出された件につきましては、所有者は町内在住であり、農地の耕作放棄には繋がらないものと考えております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 次に進みます。

日程第6、報告第2号使用貸借解約通知について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第2号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。

番号1につきましては、●●●●が●●●●に無償で貸借していたもので、今後は耕作を●●●●にお願いすることとなったことにより、使用貸借を解約するものになります。議案第3号に農地中間管理機構をとおしての貸借の申請が出ております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 次に進みます。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番川村和男委員。

川村和男委員 7番川村和男委員です。次の案件につきましては、私が所属する法人に関係がございますので、退席の許可をお願いします。

議長 7番川村和男委員の退席を許します。
退席するまで休憩といたします。

《休憩 13:38》

《再開 13:39》

議長 それでは再開いたします。

日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第3号 事務局朗読》

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

番号1、2につきましては、●●●●から現在耕作をお願いしている農事組合法人●●●●への契約を解約するものです。

農地中間管理機構をとおしての貸借であったために、番号1で農事組合法人●●●●と岩手県農業公社との解約で、番号2で岩手県農業公社と●●●●と、それぞれ合意解約するものです。

なお、この当該農地は6月9日に売買が成立しており、議案第1号に案件として挙げられております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 次に進みます。

議長 7番川村和男委員が着席するまで休憩といたします。

《休憩 13:40》

《再開 13:41》

議長 それでは、再開いたします。

日程第8、報告第4号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第4号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。

現状変更届出につきましては、耕作の利便性向上のために盛り土など簡易な農地改良をする時に、農業委員会に届け出るようになっております。

番号1につきましては、現在の畑が周囲の農地より低く、耕作しにくいいため、盛り土し活用予定となっております。

番号2につきましては、当該農地は登記が田、現況が畑となっております。所有者が地目変更を行いたいと要望があり提出いただきました。現況が畑であるため、工事等は行わず、この現状変更届の6月4日付けで完了届をいただいております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番佐藤です。番号2の●●●●の畑の件ですが、いつから畑になったのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

届け出があった時点で現況が畑であることが確認しており、いつごろかというところは確認しておりません。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番川村良道委員。

川村良道委員

6番川村です。

ただ今の●●●●の件ですが、地元の委員として、現地確認の依頼があり、確認をいたしました。

ここは湿田であったのですが、12年ぐらい前に、近隣の基盤整備事業があり、その時の残土をこの湿田に盛った経緯があり、その時点から畑として活用しています。

その時に、地目を田から畑に変更すればよかったのですが、そのままとなっており、鹿妻の賦課金も賦課されている状況です。そのようなことから、今回、●●●●から現状変更の申請をしたところです。

以上でございます。

議長

その他、質疑がございませんか。

〈なしの声〉

議長

それでは、次に進みます。

日程第9、報告第5号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

〈報告第5号 事務局朗読〉

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

補足説明させていただきます。

こちらにつきましては、現状変更の届出があったものについて、完了報告が提出されたことにより、報告するものでございます。

番号1につきましては、先月、現状変更届出の提出があったものです。

番号1、2どちらも地目を現況にあわせたいという届出であり、工事等を必要としない案件であったため、事務局に提出があった日と同日に完了届出をいただいております。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐々木昭英職務代理者 はい、議長。

議長 はい、15番佐々木昭英会長職務代理者。

佐々木昭英職務代理者 15番佐々木です。1番の●●●●さんは●●●●の方ですが、矢巾町まで来て農業をするということですか。その確認をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 15番、佐々木会長職務代理者の質問にお答えいたします。
番号1の●●●●は、住所が●●●●になっていますが、矢巾町内にご親族がいらっしゃるため、耕作の際はそちらに寝泊まりすると聞いております。
以上でございます。

議長 その他質疑はございませんか。

〈なしの声〉

議長 次に進みます。
日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 〈議案第1号 事務局朗読〉

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。別紙資料の農地法第3条の許可要件が記載された調査書をご確認をお願いします。

事務局

1 1 番佐藤俊孝委員のご質問にお答えします。

具体的な作物についてはお聞きしていないところですが、資料の写真にありますとおり、耕起しており作物の作付には問題はないと思っております。

また、金額につきまして、当時、●●●●のお父さまに借入れがあり、農地を活用しその返済に充てるために高額な額となったと聞いております。所有者はこの金額に近い額での取引を望んでおり、●●●●がそれに納得した形になっております。

また、●●●●は隣地に土地を所有しており、県道拡幅によって、代替地を所有したいとのことにより、買うことになったという事情もございます。

議長

その他質疑はございませんか。

《なしの声》

議長

討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可することに決めます。

次に進みます。

日程第11、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定についてを議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第2号 事務局朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

補足説明させていただきます。

事務局 番号1の申請につきましては、議案第2号の次のページにあります地図をご覧ください。申請地は、役場南東約●●●●kmに位置し、東側には●●●●線が縦断しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は農業振興地域内であるため、農用地区域内農地となっております。

以上でございます。

議長 6月14日に農地転用現地調査を行った、農業委員より調査結果を報告願います。

高原弘明委員 12番高原です。

事務局から説明がありましたとおり、6月14日にこの現地を見てまいりました。

調査記録にありますとおり、この後に、審議されます、議案第6号の番号2と番号3に、この関連する事項でございますが、この度、この土地の隣接地において、農家分家住宅の建築を計画しており、その際に、その周辺の地目を確認したところ、農地であることが判明したということであります。

このため、現地調査委員として、中川和則会長、白澤和実土地調整専門委員長、金子忠博委員、熊谷洋司委員、そして、当職。それから事務局の藤原主任主事が帯同し現地に出向いております。

それで、この当該土地につきましては、昭和48年から住宅用地として、利用されてきたということであり、20年以上前からの案件で、農地としての原状回復は著しく困難であり、意図的な違反転用ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断するものであります。

以上、報告といたします。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 質疑に入ります。質疑ありませんか。

《なしの声》

議長 それでは討論に入ります。

討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。
それでは挙手により表決に入ります。
議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番白澤和実委員。

白澤和実委員 はい、14番白澤です。次の案件につきましては、私の所属する法人のものになりますので、退席の許可をお願いします。

議長 14番白澤和実委員の退席を許可します。退出するまで、休憩といたします。

《休憩 14:01》

《再開 14:02》

議長 それでは、再開いたします。
日程第12、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 **【議案第3号 事務局朗読】**

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。
番号1の案件につきましては、農地中間管理機構を通して地域の中心経営体にある●●●●に貸借するものです。農地中間管理機構から、●●●●への貸借は番号3にあげられています。

続きまして、番号2の●●●●の農地については、農地中間管理機構をと
おして、番号4の●●●●に、番号5の●●●●にそれぞれ貸借するもので
す。

こちらにつきましては、今まで相対での契約となっておりましたが、所有
者から正式な手続きにより、貸借したいとの要望があったことから、中間管
理機構を通して貸借を行うこととなりました。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。
今回のこの集積計画の中の10a当たりの賃借料についてお伺いします。
10aあたり、●●●●円と●●●●円と2通りの内容となってい
ますが、この格差についての内容について教えていただければと思います。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

事務局 11番佐藤委員のご質問にお答えいたします。
価格差につきまして、●●●●は、貸借の際、共通で●●●●円の金額と
なっております。●●●●、●●●●、●●●●につきましては、相対での
契約時から、●●●●円の貸借となっていたため、このような金額差となっ
ております。
以上でございます。

議長 その他質疑はございませんか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。
討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。
それでは、挙手により、表決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。
14番白澤和実委員が着席するまで休憩といたします。

《休憩 14:08》

《再開 14:09》

議長 再開いたします。
お諮りします。
日程第13、議案第4号、矢巾町農業委員会の委員選任規則の一部を改正する規則について、日程第14、議案第5号、転用許可等不要農地の現状変更届出指導要綱の一部を改正する告示については、関連がありますので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長 それでは、一括して議題といたします。
日程第13、議案第4号、矢巾町農業委員会の委員選任規則の一部を改正する規則について、日程第14、議案第5号、転用許可等不要農地の現状変更届出指導要綱の一部を改正する告示についてを、議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第4、5号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明をさせていただきます。

今回の例規改正につきましては、町内で進めております業務のハンコレスのものになります。農業委員会で該当するものが、この2つの案件になっております。いずれも申請等については、押印なしで進める内容でございます。そのほかの申請等につきましては、農地法等で定められているので、今までどおりでございます。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議案第4号、矢巾町農業委員会の委員選任規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、原案のとおり決します。
議案第5号、転用許可等不要農地に現状変更届出指導要綱について、原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、原案のとおり決します。
議案第6号の担当課の説明員を入室させますので、休憩といたします。

《休憩 14:12》

《再開 14:13》

議長 説明員として、町産業観光課職員、文化スポーツ課職員が出席しております。
それでは、再開いたします。

日程第15、議案第6号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 《議案第6号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足の説明をさせていただきます。

今回の議案につきましては、町内の農業振興地域、農振除外を行うものになります。農振地域は生産性の高い優良農地でありますので、農地転用はできない土地となっておりますが、公共事業用地の取得などの理由がある場合、農業委員会、鹿妻穴堰土地改良区などからの意見を付して、岩手県に提出することができるようになっております。その点からいろいろご審議をお願いしたいと思います。

議長 詳細説明を町産業観光課、文化スポーツ課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。

佐藤産業観光課長 はい、議長。

議長 はい、佐藤産業観光課長。

佐藤産業観光課長 産業観光課の佐藤でございます。

私の方から、議案第6号についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、農地から土地利用を変更するため、農業振興地域内から除外の申出があったことから、この3件につきまして、農用地事業計画の計画変更を行ううものであります。

除外申し出がありました、ただ今の3件の計画内容について、担当からご説明申し上げます。

岩館産業観光課主査 産業観光課の岩館です。私の方から、番号1、番号2について説明いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、番号1は専用住宅及び自動車車庫の建築に伴う除外になり、申出者は●●●●です。

申出者の現住居地は、矢巾町が施行する町道●●●●線道路改良事業の収用対象となっております。

矢巾町との補償契約により、11月30日までに、現住居地を矢巾町に引き渡すこととなっております。

矢巾町との用地交渉の際、市街化区域内であれば、居住地移転が比較的手続き等が容易であるため、自身が高齢であり、急な生活環境の変化への対応は困難であることを考慮し、当初、現住居地の近隣の市街化区域内に移転先を見つけ、土地所有者と交渉を進めておりましたが、最終的に破談となってしまいました。

その後も、現住居地近隣の市街化区域内で調整しましたが、見つからなかったため、やむを得ず、現住居地の南側にある農地を利用して、専用住宅及び自動車車庫の建築を行うものであります。

続きまして、番号2につきましては、農家分家住宅建築に伴う除外申し出です。申出者は、●●●●氏です。

こちらの案件につきましては、議案第2号にありました、適用外証明の願出人、●●●●氏のご子息である●●●●氏が、本家の隣に分家住宅を建築するものでございます。

申出者は現在、本家住宅に居住し、農作業を手伝っておりますが、結婚を予定しており、現住居が手狭となること、また結婚後も、本家の農作業支援を行うために、本家の隣接地に農家分家住宅の建築を行うものであります。

私からは以上でございます。

田村文化スポーツ課長 はい、議長。

議長 はい、田村文化スポーツ課長。

田村文化スポーツ課長 文化スポーツ課の田村と申します。よろしく願いいたします。

私の方からは、番号3の徳丹城駐車場設置に伴う農振除外について、ご説明申し上げます。

紫波郡で唯一の国指定の史跡としての徳丹城跡地でございます。大切な史跡であり、たくさんの皆さまに史跡の重要性あるいは史跡の歴史をしっかりと伝えていくということで、令和2年度から令和6年度まで、第2次の国の史跡整備事業として、復元事業、それから芝公園の整備など進めております。

そういった中でたくさんの皆さまがいらしていただいているところで、駐車場の確保が難しい現状であり、また、徳丹城史跡を憩いの場としてしっかり整備をする必要があるだろうといったご意見を多くの皆さまからいただいております。今回、駐車場用地を確保したいということで、ご提案するものでございます。

さらには、その場で様々な体験学習ができるようにしたいということで、今回の開発整備の中で行っていきたいというように考えております。

そして地域振興、あるいは産業振興、そして農業振興と進めていきたいと考えております。

当初は、道の駅構想もありましたが、国からは、難しいとの回答があり、町独自で整備を進めるのもであります。

本来であればもう一つ踏み込んで、例えばトイレの整備、あるいは農業者支援の観点から産直の建設などを、この場で明記し、ご理解をいただきたいところでございますが、矢巾町総合計画に表記されておらず、また予算化されていないものであり、必ずやりますと言えないところですが、今後、近い将来にお約束ができるものと思っております。そのような計画等をしっかり整備して、農業者支援にもつなげていきたいと考えております。

具体的な詳細については、担当からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

泉山文化スポーツ課係長 はい、文化スポーツ課の泉山と申します。

それでは私の方から史跡徳丹城の駐車場整備の詳細について、議案書及び別添資料に基づきまして説明させていただきます。

まず事業計画概要書のうち、事業目的及び必要性についてですが、当該地域は国指定史跡であります徳丹城を中心とした地域になっており、毎年4月、史跡のPRなどを目的として、矢巾町徳丹城春まつりを開催しております。

この春まつりの駐車場として利用してきた土地が、現在行っている史跡公園整備により使用できなくなったことにより、駐車場が不足している状況となっております。

春まつりの駐車場はもちろんですが、今後は年間を通してイベントを開催する計画としておりまして、それらの駐車場を当該地に整備するものでございます。

なおこのイベントの計画につきましては、資料に掲載しておりますので、こちらの方はお目通しいただきますよう、お願いいたします。

またこれらのイベント以外でも、地元住民による単独イベントを開催できる多目的広場として活用することも想定しております。

続きまして、市町村における事業の位置づけ及び当該地域の農業振興方針の方向についてですが、この地域は第7次総合計画で観光レクリエーション等に位置づけられており、歴史的価値を生かして観光拠点や憩いの場としての活用を進めることを掲げており、今回の駐車場の設置事業については、今後、当該地域の観光拠点として整備していく上で必要な事業となっております。また農業振興方針については、先ほど申し上げたとおり多目的スペースとして地元住民に開放し、農産物産直イベントなどを開催することによりまして、町の農業振興にも寄与できるものと考えております。

続きまして、事業計画概要についてですが、事業主体は矢巾町となっております。9月には売買契約を締結し、今年度中には整備を完了する予定としております。事業計画地の状況ですが、駐車場設置する土地はすべて、田●●筆、面積は●●●●㎡となっております。

このうち、●●筆の●●●●㎡が農用地区域となっております。

当該地の場所については、●●●●の北側、そして●●●●の西側に位置しており、北側については町道●●●●線に、西側については、農地に隣接しております。

こちらの必要面積の算定根拠については、資料にありますとおり、今後開催されるイベントの来場者数から1時間あたりの積算したものになります。

これに基づきまして、最大駐車台数が春まつり●●●●台となることから、駐車場●●●●台分を確保し、これに加えて安全带等を確保するため計画面積は、●●●●㎡としました。また配置図につきましては議案書をご覧ください

このような配置とすることとしておりますが、今回は舗装しないでラインを引かないことから、ある程度自由に使えることもありますので、必要に応じて定期的に大型バスの駐車場として利用しながら活用する予定としております

続きまして、事業計画値に関する土地改良事業の実施状況は省略いたしまして、事業または施設ごとの具体的な雨水排水の概要について説明いたします

駐車場はアスファルト舗装しないこととしておりますし、西から東にかけて勾配を設けることにしておりますので、地下浸透はしないものにつきましても、東側の水路に排水するため、隣接した土地には影響はないものと考えております。

続きまして、事業計画地の全部又は一部を農業地区農振地区にした理由及び経緯についてですが、今回の事業の候補地として8ヶ所の土地を挙げましたが、面積が足りないとか、史跡の区域内であるため整備ができない。ほ場整備事業から8年未経過である、所有者との交渉が困難であるなど、不適地でありました。

徳丹城周辺には、当該地以外には必要な面積が確保できなく、また法的な問題等はない場所がなかなか見当たらない。当該地以外の候補地として、唯一適地であります、当該地を選定したものでございます。

以上でございます。

議長 詳細説明が終わりましたので、質疑に入ります。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 1 1 番佐藤です。
2 点ほどお伺いします。
番号 1 と番号 3 について、土地改良区と協議を続けてきたと思われます。
協議上の主な内容等をお知らせいただきたいと思います。
それからもう 1 点です。
申請地が農振地区から除外された場合の、当該地の人・農地プランに対しての影響がどのくらいあるのか、あるいはないのか、そのあたりをお知らせ願います。

佐藤産業観光課係長 はい、議長。

議長 はい、佐藤産業観光課係長。

佐藤産業観光課係長 産業観光課佐藤です。1 1 番、佐藤委員の 2 点の質問についてお答えいたします。

まず、1 点目の土地改良区との調整状況ということでございました。

これについては、今回説明させていただきました 3 件のうち 2 件につきましては、管轄する鹿妻穴堰土地改良区と事前協議を行いまして、本事業の承諾は得られている状態でございます。明日開催される理事会におきまして、正式に承認される予定となっているところでございます。

続きまして人・農地プランへの影響でございます。

1 件目の●●●●の部分につきましては、●●●●のプランになっておりますけれども、今回の計画してある 3 筆全てについて、現在、耕作はされておらず、草刈り等の維持管理のみ行っているほ場となっている状態となっております。

本地域の人・農地プランにおける中心経営体の経営には影響ありませんので、また集積対象となっていないことから、今後のこの●●●●の人・農地プランの実践には影響がないと判断しているところでございます。

2 件目の●●●●の案件につきましては、●●●●の人・農地プランの対象となっております。

今回、農振除外申請をしている農地については、●●●●の自家栽培、家庭菜園的な使い方をされている農地であり、本地域の人・農地プランの中心経営体の集積対象となっていないため、今後この地域の人・農地プランの実践には影響がないと判断しているところでございます。

さらに、3件目の徳丹城駐車場整備につきましては、ほ場はすべて町外営農者が入作で営農しております。

今回、農振除外して土地利用することにおきまして本地域の人・農地プランの中心経営体には影響ございません。

また、中心経営体の集積対象としていないことから本地域の人・農地プランの実践等を今後進める上で影響がないと判断しているところでございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 ありがとうございます。
続いて、お伺いします。

細かいことで恐縮ですが、資料で駐車場の位置を示してと思いますが、この図面の資料館南側に、外れている部分が2筆あるようですが、これでよろしいでしょうか。

岩館産業観光課主査 はい、議長。

議長 はい、産業観光課岩館主査。

岩館産業観光課主査 1 1 番佐藤俊孝委員のご質問にお答えします。その南側2筆部分は、今回の農振除外には入っていないところです。

その南側2件につきましては事業の計画には入っておりますが、白地になっておりますので、今回この農振除外から外して策定しているところでございますが、後々、この2筆も含めた全体計画でお示しすることになります。

議長 その他、質疑ありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はございませんか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 先ほど事務局の方から丁寧に説明あり、よく理解させていただきました。その他の委員さんも理解されたのではないかと思います。

私からは、賛成立場で討論いたしたいと思います。

まず、1番の●●●●の住宅地についてです。

本件の申請地は、町道●●●●線道路改良事業の町営施行に伴い、事業主体であります当町から、道路拡張用地の買収及び宅地移転の補償について、説明、交渉が行われ、住宅地の移転先候補となったものであります。

よって、これまでの●●●●に対して行われてきた事業説明、用地交渉等の経緯及び宅地移転候補地の検討等を総合的に踏まえ、判断するべきと考えます。

判断内容としては、町営道路事業の施行に伴い、宅地移転を余儀なくされたこと。宅地移転候補地の選定においては、これまでの生活環境に著しい変化がない立地条件を候補地として選択していること。町道●●●●線道路改良事業は町営事業であり、収用法該当事業であること。等が挙げられます。

これらのことから、申請地の農用地利用計画変更、農振除外を必要とする理由は、明確であると判断されます。

また、申請地はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地に接する第1種農地と判断されますが、集団的農地の周縁部で、居宅が連坦している既存集落内であることから、第1種農地の不許可の例外規定、住宅等で集落に接続して設置するに該当し、転用許可相当と判断されます。

なお、申請地は、一団のまとまりある農用地及び集落の周縁部に位置しており、除外した場合において、集団化した農用地を分断する恐れがないこと。さらには、当該人・農地プランの営農計画や農地利用の最適化について、これを阻害するものではないこと。等から、当該地の農用地利用計画変更、農振除外は、やむを得ないと判断されます。

続いて、2番の●●●●の農家分家住宅についてです。

本件の申請地は、●●●●が結婚を機に、住まいを父親の住宅隣接地に分家住宅を建設しようとするものであり、申請地の農用地利用計画変更、農振除外を必要とする理由は、明確であると判断されます。

また、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に接することから、第1種農地と判断されますが、集団的農地の周縁部で、居宅が連坦している既存集落内であることから、第1種農地の不許可の例外規定、住宅等で集落に接続して接するに該当し、転用許可と判断されます。

なお、申請地は、一団のまとまりのある農用地及び集落の周縁部に位置しており、除外した場合において、集団化した農用地を分断する恐れがないこと。さらには、当該、人・農地プランの営農計画や農地利用の最適化について、これを阻害するものとなっていないこと。等から、当該地の農用地利用計画変更、農振除外は、やむを得ないと判断されます。

続いて、3番の徳丹城跡地駐車場等整備についてです。

昭和44年に国指定史跡となっております徳丹城史跡は、ご案内のとおり、史跡として大変貴重な文化財であります。本史跡は、文部科学省の助成、支援を受けて、保存活動を行い、貴重な文化財史跡を後世に伝えるとともに、史跡の魅力を内外の発信すべきものとして位置づけられております。

そのため、本町では第7次総合計画において、徳丹城の歴史的価値を踏まえた活用計画を策定し、町民及び県民のための憩いの場や学びの場としての整備、さらには観光資源としての史跡公園整備を計画的に進めているところであります。

一方、毎年4月に行われます徳丹城春まつりは、来訪者も年々増えるなど、盛況なイベントとなっておりますが、来訪者のための駐車スペース確保に腐心する等、その運営に関する問題点や課題が明確になり、その早急な対策が待たれていると聞いております。

なお、当該地は第1種農地ではありますが、一団のまとまりのある農地の周縁部にあり、除外した場合において、集団化した農地を分断する恐れがないこと。さらには、人・農地プランの営農計画に基づく実践や農地利用の最適化について、これを阻害するものではないこと。等から、当該地の農地利用計画変更、除外は、やむを得ないと判断されます。

以上、町道●●●●線道路改良事業の施行に伴う●●●●の住宅地移転、●●●●氏の農家分家住宅、徳丹城駐車場等整備に関する申し述べた内容をもって、農用地利用計画変更、農振除外の賛成討論といたします。

議長 その他、討論ありますか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。

挙手により協議に入ります。

議案第6号、矢巾農業振興地域整備計画の変更に係る協議に対する意見決定について、変更するに妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手全員（多数）ですので、変更するに妥当な計画であるとして意見することに決めます。

町産業観光課、文化スポーツ課の説明員が退席するまで休憩といたします。

《休憩 14:12》

《再開 14:13》

議長 再開します。

日程第16、議案第7号、令和2年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、を議題とします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 《議案第7号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明をさせていただきます。

この令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価につきましては、農業委員会等に関する法律および施行規則による公表を義務付けられているものでございます。

農林水産省で定める様式に従って作成しております。こちらは町ホームページで公表するものでございます。

内容について、主要なものをご説明いたします。

まず、農業委員会の状況についてですが、農業の概要数値では、それぞれ農林業センサスの農地作付面積の数値を記載しております。

続きまして、担い手への農地の利用集積、集約化につきまして、現状および課題、これまでの集積面積2,206ヘクタール、集積で81.1%となっております。こちらにつきましては昨年度より数値が減っております。これは、新規集約もありましたが、マイナス数値が上回ったことから、このような数値となっております。

原因といたしましては、認定農業者、担い手の減少があったり、高齢化によるものと考えております。

続きまして、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、1経営体0.5ヘクタールの産業目標としておりましたが、令和2年度につきまして、新規参入はありませんでした。

議長 はい、5番熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。

違反転用への適正な対応について、6.4ヘクタールとなっておりますが、これは増えているのかあるいは減っているのか。それとどのような案件が何件ほどあるか、お伺いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番熊谷洋司委員のご質問にお答えします。

違反転用面積6.4ヘクタールにつきましては昨年度と同じ面積となっております、増減はしていません。

件数につきましては、手元に資料がないところですが、内容としては、なかなか農地転用しないままに、資材置き場などになっているなどの案件が多いように思います。

その中でも、昨年度、1件につきましては改善するというので、実際に復旧計画書出していただいたものがございます。

その他につきましても、復旧計画書まではいきませんが改善するというお話をいただいているところも何箇所かあります。

以上でございます。

議長 その他、質疑ありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第7号、令和2年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 次に進みます。

日程第17、議案第8号、令和3年度矢巾町農業委員会活動計画について、を議題とします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 << 議案第8号 事務局朗読 >>

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、議案第7号と同様に町ホームページで公表するものとなります。

まず、農業委員会の状況につきましては、議案第7号と同様の基準で記載しております。

続きまして、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、今年度は10ヘクタールの新規集積面積を目指していきたく思っております。

続きまして、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、今年度は1経営体、0.5ヘクタールを目指していきたく思っております。

続きまして、遊休農地に関する措置につきましては、今年度は0.2ヘクタールの解消を目標といたします。

続きまして、違反転用への適正な対応としましては、数値としての目標は様式に定められてはおりませんが、農地パトロールによる経過観察や農地所有者に対して個別に解消を促すなど行ってまいります。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番藤原です。2点についてお伺いします。

1点目は、担い手への農地の利用集積集約化の中の活動計画です。10ヘクタールの集積面積ということでもありますけども、計画に人・農地プランの実践を行っていくと、町をはじめとして、県、農協等と連携しながら事務の分散化を図り、多方面にわたって農地集積を誘導していくとあります。令和2年度の成果でこのように表記しております。

目標に対して、担い手への農地の利用集積・集約化の目標に対しての評価のところ、おおむね目標を達成することができたが、今後は農地集積と合わせて農地集約を進めていく。とありましたので、令和3年の計画に、農地集積を誘導していくところとその農地集約を活動計画に載せるべきと思われる。

2点目は、遊休農地のところですけども、6月18日に、岩手県農業会議から講師として来ていただいた農業委員会研修会の時に、遊休農地は4区分あることを教えていただきました。遊休農地の活動のところ、この4つの区分を明確にすることによって、また次の遊休農地解消に進めるのではないかと思います。

やはり研修を受けて、それを活かし、遊休農地から再生利用が困難な農地の状態を的確に把握すべきじゃないかと思います。

以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番藤原委員のご質問にお答えいたします。

1点目ですが、ご指摘があったとおり集約についても進めていかなければならないと思いますので、記載を追加して訂正したいと思います。

続きまして、2点目のご質問ですが、4つの遊休農地を明確にすることが決められておりますので、農地パトロールの際の現地での確認方法として4つの区分を明確にするような方法で準備をさせていただきます。

今回の土地に関する現状及び課題や活動計画の表記につきましては、このままで進めたいと考えますので、ご理解願います。

以上でございます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 加えて説明をさせていただきます。

今年度の農地パトロール方法につきましては、まず土地調整専門委員会の方で決めていただき、全員協議会の方で方法を決めさせていただきたいと思っております。昨年度は、水田台帳を基に農地パトロールを、7月から12月までを強化期間として行っております。今回の農地パトロールの方法も全員協議会でお諮りいたします。

以上でございます。

議長 その他、質疑ありますか。

阿部江利子委員 はい、議長

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。先ほどの藤原幸藏委員からありました、遊休農地に関する処置、活動計画のところに、調査方法を明記したらいかがですか。

研修で勉強させていただきましたので、そのように明記して調査を進める方法はいかがでしょう。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番阿部委員の質問に答えさせていただきます。

ご指摘がありましたとおり、4つの区分を明確にして調査するということは必要と思われるので、その部分を明記することで変更したいと思います。

以上でございます。

議長 その他、質疑ありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第8号、令和3年度矢巾町農業委員会活動計画について、妥当な計画であるとして承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして承認することに決めます。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

みなさま、大変お疲れ様でした。

《終了 15:10》

以上は、令和3年6月21日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第7回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
